

公益社団法人日本生物工学会九州支部規程

(名称及び所在地)

第1条 公益社団法人日本生物工学会（以下「学会」という。）定款第51条に基づき九州地区に支部を設けるもので、公益社団法人日本生物工学会九州支部（以下「支部」という。）と称し、事務局を九州地区に置く。

(目的)

第2条 この規程は、支部の組織及び支部における会務運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業)

第3条 この支部は、定款第4条に定める事業のうち、支部に関する事業を行う。

(支部の構成)

第4条 この支部は、下記地域内に在住する学会の会員をもって構成する。

地域：福岡県、大分県、長崎県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(支部委員)

第5条 この支部に、第4条に該当する正会員から選出される支部委員を置く。ただし、所属する会社あるいは団体が賛助会員の場合には、非会員を支部委員とすることができる。

(支部委員会)

第6条 支部委員会は、すべての支部委員をもって構成する。

2 支部委員会は、次の職務を行う。

- (1) 支部の会務執行の決定
- (2) 支部役員候補者の選任
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び決算報告の承認
- (5) 支部規程その他の規程の変更案の作成
- (6) その他、支部委員会で認めた事項

(支部役員)

第7条 この支部に、次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 支部幹事 若干名
- (4) 支部監事 2名

2 この支部に、支部評議員および支部顧問を置くことができる。

(支部役員の選任)

第8条 支部役員は、支部委員会の決議によって候補者を選任し、理事会において承認される。

2 支部長については、正会員から選任しなければならない。

3 その他の役員は特段の事情があれば正会員以外から選任することができる。

4 支部役員が任期中に欠けたときは、次期支部委員会までの残任期間中に限り、欠員としてその後任者を支部委員会において選任することができる。

5 支部評議員および支部顧問は、支部委員会の推薦を得て支部長が委嘱する。

(支部役員任期)

第9条 支部役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する学会定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 支部役員は、その任期満了後でも新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 支部評議員および支部顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員として選任された支部役員任期は、前任者の残任期間とする。

(支部役員等の職務)

第10条 支部長は、支部を代表し、その会務を統括する。

- 2 支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故ある時には、その職務を代行する。
- 3 支部幹事は、支部に関する会務(企画、庶務、会計等)を処理する。
- 4 支部監事は、支部の会計及び支部役員業務執行状況等を監査する。
- 5 支部評議員は、支部委員会に対して必要と認める事項について助言する。
- 6 支部顧問は、支部委員会の諮問に応じる。

(支部役員報酬)

第11条 支部役員は、無報酬とする。

- 2 支部役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(支部の事業年度)

第12条 支部の事業年度は、定款第38条に基づき、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(支部の経費)

第13条 支部の経費は、学会からの交付金、事業から生じる収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(支部の事業計画及び収支予算)

第14条 支部の事業計画及び収支予算は、支部委員会の承認を受けなければならない。

- 2 支部長は、事業計画及び収支予算を理事会に報告しなければならない。

(支部の事業結果及び収支決算)

第15条 支部の事業結果及び収支決算は、毎事業年度終了後、支部監事の監査を受けた上で、支部委員会の承認を受けなければならない。

- 2 支部長は、事業結果及び収支決算を理事会に報告しなければならない。

(支部規程の改廃)

第16条 この規程を改廃しようとするときは、支部委員会の議決を得なければならない。

- 2 支部長は、この規程の変更を行う場合、理事会の承認を得なければならない。

(その他)

第17条 この規程に定める事項の他、支部について必要な事項は、理事会が定める。

附則

この規程は、社団法人日本生物工学会が公益社団法人の設立の登記の日から施行する。